（1）　昭和48年3月27日　（火曜日）　第28097号　新聞　（日刊）
（明治25年3月28日第3種郵便物認可・昭和26年2月17日運輸省特別扱承認第168号）

八場ダム建設に新局面

きょう閣議決定

県、積極的に動き出す

水源地特別法

【水没予定の白堀集落】

建設省が、昨年の閣議決定にもとづいて、八場ダムの建設に着手するため、水源地域対策特別措置法（水特法）の適用を求めて、地元の群馬県と協議を進めていたが、このほど、協議がととのい、二十七日の閣議で、八場ダムを水特法の適用ダムとして決定する運びとなった。

八場ダムは、利根川水系の支流、吾妻川の上流に、高さ一〇五メートル、総貯水量一億七千万トンの規模で計画されているが、ダム建設に伴う水没地域の補償問題などで、地元の反対運動が激しく、建設省は、昨年十月、水特法の適用を前提に、地元との話し合いを進めていた。